

〈定期刊行物レビュー〉

2007年3月～5月

保 険

○生命保険契約の告知義務に係わるいわゆるプロ・ラタ主義の導入について(田口 城)

(生命保険論集 2007.3：生命保険文化センター)

商法保険法は、明治32年に制定されて以降、100年振りの改正に向け検討が本格化している。平成18年9月6日、法務大臣は、法制審議会に商法保険法の抜本改正を諮問。それを受け、法制審議会に専門部会として保険法部会が設置され、平成20年の通常国会への法案提出を目指し審議が行われることになった。法務省においては、今回の諮問に先立ち、理論上・法務上の問題点を洗い出し、論点を把握するための作業を「保険法研究会」で行ってきた。保険法部会では、同研究会の研究会取りまとめを参考にしつつ、審議を行うことが予定されている。いわゆるその中でも関心の高いテーマの一つが、告知義務に係わる、「プロ・ラタ主義」の導入の是非である。

わが国の現行商法では、「オール・オア・ナッシング主義」が採用されており、この考え方は、アメリカ、英国、ドイツ、スイス等、多くの国で採用されてきており、「プロ・ラタ主義」を採用していたのは、フランス、イタリア、スウェーデン等にすぎなかった。しかし、昨今、ドイツでは国会に上程された保険契約法改正法案において、告知義務違反の効果として正しい告知がなされていれば締結していた契約内容に従って保険金を支払う責任を負うとする考え方が採用され、また、英国においても「プロ・ラタ主義」導入を巡る議論が開始された。そこで本稿では、プロ・ラタ主義の導入の是非について、現行の告知義務制度の趣旨・内容・問題点を分析した上で、諸外国制度との比較や生命保険会社の実務的な視点からその考察を試みている。

○バーゼルⅡが変える住宅ローンのリスク管理(草鹿 泰士)

(金融財政事情 2007.4.9：金融財政事情研究会)

バーゼルⅡとそれを受けた改正金融検査マニュアルの適用開始により、金融機関は住宅ローンに係わる信用リスク管理の高度化を求められている。特に、保証子会社が親金融機関の債権を保証する現在の仕組みは、リスクを外部に移転できず、証券化の足かせにもなっている。しかし、海外市場においては、銀行の保証子会社という形態が殆ど見られず、モーゲージ保険による外部信用補完が一般的である。モーゲージ保険が最も確立した米国では、年間400万件超の付保件数があり、少ない頭金での持ち家促進機能が制度の中で広く認知されており、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでもモーゲージ保険市場は確立されている。また、ドイツ、スペイン、イタリアでもモーゲージ保険が浸透しつつある。

本稿では、保証子会社の意義ある機能については今後も活用しながら、実質的な信用補完機能については外部信用補完の活用を徐々に進め、より高度なリスク管理機能を実現していくアプローチが有効であると述べている。

銀行

○金融分野の個人情報保護についての最近の動向（河端俊幸）

（信託 230 号 2007.5：信託協会）

本稿は、2007年2月に開催された信託セミナーにおける金融庁総務企画局調査室課長補佐である筆者の講演録である。金融庁において金融分野における個人情報保護を担当している同氏が、個人情報保護法およびガイドライン施行後2年を経過する中で、金融庁が行った個人情報保護法に基づく勧告事例、金融庁が報告を受けた金融機関による個人情報の漏えい等の事例、金融庁に寄せられた個人情報に関する苦情や相談事例、および個人情報保護を巡る制度面の動きとして、規制改革要望への対応および国民生活審議会での議論の状況などを説明している。その中で、相談事例の1つとして、保険契約の申し込みを行ったが最終的に契約に至らなかった顧客が申込書の返却を要求したところ、個人情報保護法に基づき返却できないと言われた事例を取り上げ、同法に基づき返却できないとの規定はないので留意が必要との説明や、同氏の個人的な感想なども述べられている。

○ライフスタイルの変化に応じた金融サービスの提供（松本 千賀子）

（地銀協月報 2007.5：全国地方銀行協会）

ファイナンシャル・プランニング会社で資産運用設計を担当する筆者は、近年、女性の社会参加が進み、労働の担い手として、また消費の主体として、ますます重要な位置を占めていくことが予想される20代から40代の女性に対して、金融機関はどのようにサービス提供をしていくべきかについて述べている。その中で、ライフスタイルに応じたニーズへの対応とリスクへの対策の提案の必要性を強調し、女性顧客へのアプローチ方法、女性に優しい商品・サービスの具体例、顧客アプローチに必要なツール等について紹介している。

○個人型確定拠出年金（401k）取扱いと業務推進（松本 康秀）

（信用組合 2007.5：社団法人 全国信用組合中央協会）

本稿は、地方の信用組合が損害保険会社の個人型確定拠出年金商品を取り扱うまでに至った導入事例の紹介である。

営業店の支店長を務める筆者が、同信用組合が損害保険会社の個人型確定拠出年金を取り次ぎ販売するまでの経過を丁寧に説明している。最初に取次ぎに関する提案があったこと、その提案に基づく本部関係部署との協議、綿密な事前研修、獲得目標達成のための取組方針の策定、推進策の順番で説明されている。

証 券

○ 株式所有の情報開示（福本 葵）

（証研レポート 1641 号 2007.4：財団法人日本証券経済研究所）

株式所有の情報開示の一つとして大量保有報告制度があげられる。大量保有報告制度は、株価に影響を及ぼしやすい大量保有の情報を公開させて、市場の公正性、透明性を高めるとともに、投資者の保護を一層徹底することを目的に 1990 年に導入された制度である。

本稿では、まず金融商品取引法の順次施行によって改正が行われている大量保有報告制度の主な改正点について解説している。また、2009 年 1 月から導入される株券の電子化に伴う株式振替制度における株主名簿の作成およびこの名簿に基づく総株主通知や会社からの株主に対する情報請求権について概観している。

次に、日本における株式所有の情報開示と度々引き合いに出されるイギリスの株式調査権について、その導入における経緯を順に追いながら紹介した上で、日本とイギリスの株式所有の情報開示についての違いを解説し、経済界を中心に会社による株主調査権導入を求める声が上がっているなか、日本において株主調査権を導入すべきであるか、考察を加えている。

○金融商品取引法と自主規制（志谷 匡史）

（月刊資本市場 第 260 号 2007.4：財団法人資本市場研究会）

日本版投資サービス法と称される金融商品取引法が昨年 6 月に証券取引法の改正という形で成立し、順次施行される予定である。これにより各証券取引所は金融商品取引所に、日本証券業協会は認可金融商品取引業協会となり、引き続き自主規制機関として位置付けられ、さらに法律上テリトリーが拡大している。

本稿では、証券市場の環境と課題および金融商品取引法における自主規制について証券取引法と比較して説明を行っている。

筆者は、金融商品取引法が業者規制の枠組みについては劇的な改革を回避し、行政・自主規制の補完体制を維持する選択をしたが、この選択がわが国資本市場にとって最良の選択であったのか否か、今後の動向が注目されるとしている。